号外

発行所
福島民友新聞社
福島市柳町4－29
郵便番号 960-8648
電話代表(024)523－1191

福島民友

2022年(令和4年)
6月17日(金曜日)

ご購読申し込みは
0120-152214へ
みんゆう 検索
スマホにも対応 新鮮ニュース
スマホ・携帯こちらから
号外はインターネットの福島民友ホームページ（www.minyu-net.com）でもご覧になれます。

国の責任否定

最高裁初の判断

原発集団訴訟

横断幕を手に最高裁前を行進する原告ら＝17日午後1時15分、東京都

東京電力福島第1原発事故の避難者らが国と東電に損害賠償を求めた集団訴訟の上告審判決で、最高裁第2小法廷（菅野博之裁判長）は17日、国の責任を認めない決定をした。最高裁が原発事故を巡って国の責任の有無を示したのは初めて。

上告審では、高裁判決で判断が分かれた福島（生業）、群馬、千葉、愛媛の4件の弁論が4～5月に開かれた。国が2002年に公表した地震予測「長期評価」を基に、国が事故前に東電福島第1原発を襲う大津波の発生を予見し、東電に安全対策を取らせる義務があったかなどを主な争点に双方が意見を述べた。

上告審弁論で原告側は、長期評価を基に巨大津波を予見し、建屋などの水密化や防潮堤設置などの防災対策を講じていれば事故を回避できたと主張。国側は、専門家の間で意見が分かれるなど長期評価の信頼性は低かったなどとし、仮に国が規制権限を行使して対策を講じても事故を防ぐのは不可能などと反論した。

最高裁は3月、4件についての東電の上告を退けており、同社の責任と原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）が賠償基準として示した「中間指針」を上回る賠償額が確定している。

■原発集団訴訟の判断

訴訟名称	地裁・高裁	東電の責任	国の責任
福島（生業）	一審福島地裁	○	○
	二審仙台高裁	○	○
群馬	一審前橋地裁	○	○
	二審東京高裁	○	×
千葉	一審千葉地裁	○	×
	二審東京高裁	○	○
愛媛	一審松山地裁	○	○
	二審高松高裁	○	○

※○は認める ×は認めず